どうだん

島田市農業委員会だより第6号

発 付 島田市農業委員会 編 集 島田市農業委員会事務局 島田市中央町1番の1 IE 0547-36-7209

URL:http://www.city.shimada.shizuoka.jp E-mail:nougyoui@city.shimada.shizuoka.jp

平成22年12月6日発行

・市内農家 池ヶ谷俊幸さん紹介	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	表紙)
・島田市阪本市民農園紹介	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2)
・若き農業者 髙田剛佑さん紹介	(3)
・農業委員会活動について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3)
・農地の相続の届出について	(3)
・農業よろず相談会について	(4)
・農業者年金に加入しましょう	(4)



神座地区 池ヶ谷 俊幸さん

神座の池ヶ谷さんは、30年前に就農してご夫婦で茶とみかんを栽培しています。

今年は、特に春先の低温や夏の猛暑などの天候不順(地球温暖化の影響?)による影響で、 茶もみかんも栽培に苦労したそうです。

収穫したみかんは、ファーマーズマーケット「まんさいかん島田」に出荷したり、定期的 に地元の学校給食にも提供しているそうです。

今後は、年間を通して出荷できるように、いろいろな種類の作物の作付けに挑戦してみたいと考えているそうです。

農農者年金に加入しましょう!

加入要件

- 6 0 歳未満の方
- ■年間60日以上農業に従事
- ■国民年金第1号被保険者

補助制度

- ■35歳未満の方は保険料2万円の内1万円補助
- ■35歳以上の方は保険料2万円の内6千円補助
- ※20年以上保険料を納めることができ、上記要件 以外に補助の要件を満たしているもの。

2011:80歳までの保証が付いた終身年金です。

全額が所得税・住民税の社会保険料控除の 対象となります。

詳しくは、農業委員会事務局又は地区農業委員 までお問い合わせください。 1回36-7209



農業よろず相談会

島田市農業委員会では、農家を対象とした出張相談会 を市内4箇所で開催します。農地の貸借や年金相談など 農業に関することでしたら何でもご相談ください。

【金谷地区】

平成23年2月1日(火) 午後1時30分から4時まで 島田市役所 金谷庁舎(旧金谷町役場)1階

【初倉地区】

平成23年2月2日(水) 午後1時30分から4時まで JA初倉支店 2階 小会議室

【島田地区】

平成23年2月3日(木) 午後1時30分から4時まで 島田市役所 会議棟 2階 C会議室

【川根地区】

平成23年2月4日(金) 午後1時30分から4時まで 島田市役所 川根支所 2階 大会議室



島田税務署からのお知らせ!

相続税の納税猶予を受けている方の

うあぁ!忘れていて駐 車場こしちゃったよ! 納税替 ノートつけと けばよかった

相続税の納税猶予を受けている方には、「納税猶予ノート」をお 配りしています。この「納税猶予ノート」は、毎年、納税猶予の対 象となっている農地の利用状況等を記載していただき、納税猶予の 特例を受けていることを確認していただくためのものです。

近年、納税猶予の適用を受けていることを忘れて転用したり、賃 貸したりする事例が発生しています。このような場合には、相続税 本税のほか猶予されていた期間の利子税も納めていただくことに

納税猶予制度は、農業経営を継続することが要件となっています ので、「納税猶予ノート」の「作付け等の記録」(黄色の用紙)に納 税猶予の対象となっている農地(1筆ごと又は1枚ごと)の作付け 等の状況を、毎年忘れずに記載してください。

相続税の納税猶予制度についてご不明な点などがございました ら島田税務署(資産課税部門)までお尋ねください。

Ta 37-3121 (自動音声案内で2をダイヤルしてください)

をします。 11 ま しの で、た。期 紙 心 あるしくお願い 事務局と伴に今 平成23年9月 わ V

いて後の目

5 後 記

師

走とな

全国農業新聞を購読しませんか?

経営とくらしに役立つ農業総合専門紙

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業 委員会系組織が発行する農業総合専門紙です。

■発行日:毎週金曜日

■購読料:月600円(送料込)

■申込み:農業委員会事務局

Tel 36-7209